

鶴岡市特定不妊治療費助成事業 のご案内

R3.4~

鶴岡市では、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けているご夫婦に治療費の一部を助成します。

助成を受けることの出来る方

- ① 山形県特定不妊治療費助成事業の交付決定を受けている方
- ② 夫婦または一方が鶴岡市に住所がある方
- ③ 県内他市町村から助成を受けていない方

助成内容

- ★ 県助成金に上乗せして助成します。
特定不妊治療に要した費用のうち県助成額を差し引いた額を助成します。
- ★ 助成上限額は次の通りです。（山形県で定める治療区分による）

◆初回治療申請分	15万円
◆2回目以降申請分 《治療区分 A・B・D・E》	15万円
《治療区分 C・F》	5万円
◆男性不妊治療費	15万円

申請方法

県助成金の交付決定が通知された日の翌月末までに、書類を添えて下記問い合わせ先に提出して下さい。

【申請に必要な書類】

- ① 山形県特定不妊治療費助成金給付決定通知書のコピー
- ② 山形県特定不妊治療費助成事業受診等証明書のコピー
- ③ 特定不妊治療に関わる医療機関発行の領収書（原本）
- ④ 鶴岡市特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書

※申請書兼請求書は市のホームページからダウンロードできます。

（お問い合わせ先）

鶴岡市総合保健福祉センター 「にこ♥ふる」 1階
〒997-0033 鶴岡市泉町5-30

◆鶴岡市健康課 母子保健係

TEL 0235-25-2111（内線373）

